

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第11号

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校事務職員の職の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条本文中「の課程」を削り、同条ただし書き中「特別な事情がある」を「当該学校が小規模であることその他の理由により、事務長を置かないことが相当であると教育長が認める」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(事務長の事務取扱)

第4条 事務長に事故あるとき又は事務長が欠けたときは、辞令を用いることなく当該学校の校長がその事務を取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員課)